

新型コロナウイルス感染症に係る介護・福祉事業者向け支援事業一覧

令和5年9月1日現在

	状 況	制 度 の 概 要	詳しくは
介護関係	感染者等が発生したが、サービスを継続した。かかり増し経費を補助してほしい。	①介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	次頁
		感染者等が発生した高齢者施設等が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費について支援する制度です。	①
児童福祉関係	感染者等が発生したが、事業を継続した。事業継続に必要な経費を補助してほしい。	②保育所等の事業継続支援事業	次頁
		保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等において、感染者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための経費を支援する制度です。	②
障害福祉関係	かかり増し経費の補助等、感染者等が発生した場合の支援をしてほしい。	③児童養護施設等感染拡大防止対策事業	次頁
		児童養護施設等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、施設等が感染症対策を行うための経費の支援を行う事業です。	③
障害福祉関係	感染者等が発生したが、サービスを継続した。かかり増し経費を補助してほしい。	④障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	次頁
		感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費について支援する制度です。	④
共通	事業収入の減少で資金繰りが厳しく、運転資金の融資を受けたい。	⑤新型コロナウイルス対応支援資金（独立行政法人福祉医療機構による優遇融資）	次頁
		新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある事業者に対する長期運転資金の貸付制度です。	⑤

	支 援 制 度	対 象	概 要	窓 口																		
介護関係	①介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	介護施設（有料老人ホーム及びサ高住等を含む）、介護サービス事業所（訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所）等	<p>令和4年4月1日以降に発生したかかり増し経費を支援 下記①から③の施設等に限る。</p> <p>①感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等</p> <p>②感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所</p> <p>③感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所・施設等 ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所 <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に要する費用 ・ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保に要する費用 ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ・ 感染性廃棄物の処理費用 ・ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ・ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 ・ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 <p>（主な事業所別の補助上限額）</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 通所介護事業所（通常規模型）</td> <td>268～537千円/事業所</td> </tr> <tr> <td>・ 通所介護事業所（大規模型Ⅰ）</td> <td>342～684千円/事業所</td> </tr> <tr> <td>・ 通所介護事業所（大規模型Ⅱ）</td> <td>445～889千円/事業所</td> </tr> <tr> <td>・ 短期入所生活介護事業所</td> <td>13～27千円/定員</td> </tr> <tr> <td>・ 訪問介護事業所</td> <td>160～320千円/事業所</td> </tr> <tr> <td>・ 訪問看護事業所</td> <td>156～311千円/事業所</td> </tr> <tr> <td>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>237～475千円/事業所</td> </tr> <tr> <td>・ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設</td> <td>19～38千円/定員</td> </tr> <tr> <td>・ 認知症対応型共同生活介護事業所</td> <td>18～36千円/定員</td> </tr> </table>	・ 通所介護事業所（通常規模型）	268～537千円/事業所	・ 通所介護事業所（大規模型Ⅰ）	342～684千円/事業所	・ 通所介護事業所（大規模型Ⅱ）	445～889千円/事業所	・ 短期入所生活介護事業所	13～27千円/定員	・ 訪問介護事業所	160～320千円/事業所	・ 訪問看護事業所	156～311千円/事業所	・ 小規模多機能型居宅介護事業所	237～475千円/事業所	・ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設	19～38千円/定員	・ 認知症対応型共同生活介護事業所	18～36千円/定員	A
・ 通所介護事業所（通常規模型）	268～537千円/事業所																					
・ 通所介護事業所（大規模型Ⅰ）	342～684千円/事業所																					
・ 通所介護事業所（大規模型Ⅱ）	445～889千円/事業所																					
・ 短期入所生活介護事業所	13～27千円/定員																					
・ 訪問介護事業所	160～320千円/事業所																					
・ 訪問看護事業所	156～311千円/事業所																					
・ 小規模多機能型居宅介護事業所	237～475千円/事業所																					
・ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設	19～38千円/定員																					
・ 認知症対応型共同生活介護事業所	18～36千円/定員																					
児童福祉関係	②保育所等の新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業	保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等	<p>保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等において、感染者等が発生した場合に、事業を継続的に実施していくための経費を支援</p> <p>①緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒清掃費用等 <p>（補助上限額）</p> <p>①及び②の合計で、300～500千円/施設</p>	B																		

	支援制度	対象	概要	窓口
児童福祉関係	③ 児童養護施設等感染拡大防止対策事業	児童養護施設等	<p>児童養護施設等が感染症対策を行うための経費を支援 感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続していくために必要な経費（かかり増し経費）</p> <p>※かかり増し経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常想定していない感染症対策の実施に伴う手当 ・感染拡大防止を図るためのマスク・消毒液等の衛生用品や物品等の購入費（補助上限額） 1,000千円/施設 	C
障害福祉関係	④ 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	障害福祉サービス施設・事業所等（通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス施設・事業所、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所）	<p>令和5年4月1日以降に発生したかかり増し経費を支援 下記①から④の障害福祉サービス施設・事業所に限る。</p> <p>①感染者が発生又は感染者と接触があった者に対応した施設・事業所</p> <p>②感染等の疑いのある利用者・職員に一定の要件のもとで自費で検査を実施した障害支援施設又は共同生活援助事業所</p> <p>③感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供した事業所</p> <p>④感染者が発生した施設・事業所の利用者のために、利用者の受入れ又は職員を応援派遣した施設・事業所</p> <p>（対象経費例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染等による人員不足に伴う人材の確保に要する費用 ・施設・事業所の消毒、清掃費用 ・感染性廃棄物の処理費用 ・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ・代替サービス提供に伴う人材の確保に要する費用 ・感染者が発生した事業所からの利用者受入に伴い追加に必要な人材の確保に要する費用 <p>（主なサービス種別の上限額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 316～631千円/事業所 ・就労継続支援（A型） 140～279千円/事業所 ・就労継続支援（B型） 147～294千円/事業所 ・放課後等デイサービス 128～257千円/事業所 ・施設入所支援 506～1,013千円/施設 ・共同生活援助（介護サービス包括型） 167～335千円/事業所 ・福祉型障害児入所施設 493～985千円/施設 ・居宅介護 41～107千円/事業所 ・計画相談支援 25～50千円/事業所 	D
共通	⑤ 新型コロナウイルス対応支援資金（独立行政法人福祉医療機構による優遇融資）	社会福祉法人等	<p>新型コロナウイルス感染症により施設自身の責に帰することができない理由で機能停止等になった場合に対応するため、経営資金の優遇融資を実施</p> <p>【主な融資対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、施設機能の一部又は全部を停止している方 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度サービス利用者及び収益が減少している方 <p>【独立行政法人福祉医療機構HP】 https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</p>	E

	相 談 窓 口	電話番号
A	岡山県子ども・福祉部長寿社会課介護保険推進班	086-226-7324
B	岡山県子ども・福祉部子ども未来課子育て支援班	086-226-7348
C	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課児童福祉班	086-226-7911
D	岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班	086-226-7345
E	福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル	0120-343-862

ご注意事項

※今後、事業内容を変更する場合がありますので、岡山県のホームページで最新の情報をご確認いただきますようお願いいたします。

●岡山県ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/645925.html>

(検索サイトで「岡山県 新型コロナウイルス感染症について」と検索)

→当該HPの見出し「医療機関、事業者の方へ」→社会福祉施設等向け補助金の目次ページ